

令和2年度

東京都中小企業制度融資要項
【1月5日改定版】

令和3年1月5日

東京都産業労働局

令和2年度 東京都中小企業制度融資一覧

政策課題	融資メニュー	融資対象		融資限度額 ()内は組合	融資期間 ()内は据置期間		融資利率(年率) 固定:固定金利、変動:変動金利 [*]:責任共有制度対象外となる場合の金利	保証人	物的担保	保証料補助	掲載ページ				
		細目	略称		運転資金	設備資金									
政策課題 対応資金	稼ぐ力創出融資 (稼ぐ力)	イノベーション創出支援	イノベ	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)	固定1.7%以内~2.2%以内 [*]固定1.5%以内~2.0%以内				小規模企業者 2分の1	10				
		成長産業育成支援	成長産業							15					
	社会課題解決融資 (社会課題)	働き方改革支援	働き方	1)から7)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)東京都の「ワークスタイル変革コンサルティング」の支援を受け、テレワークに取り組んでいること。 (2)東京都の「業界団体連携によるテレワーク導入促進事業」の支援を受け、テレワークに取り組んでいること。 (3)東京都の「テレワーク活用 働く女性応援助成金 テレワーク活用推進コース」テレワーク機器導入事業」新「テレワーク定着促進助成金」の助成を受け、テレワークに取り組んでいること。 (4)東京都の「テレワーク活用 働く女性応援助成金 テレワーク活用推進コース」サテライトオフィス利用事業」新「テレワーク定着促進助成金」の助成を受け、テレワークに取り組んでいること。 (5)東京都の「OKKYO働き方改革宣言企業」の承認を受け、働き方改革に取り組んでいること。平成29年度以降に承認を受けた企業に限る。 (6)東京都の「家庭と仕事の両立支援推進事業」に登録し、家庭と仕事の両立支援に取り組んでいること。 (7)東京都の「時差Bto」に参加し、時差出勤やテレワークなど働き方の転換に取り組んでいること。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)	固定1.7%以内~2.2%以内 [*]固定1.5%以内~2.0%以内		新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要	全事業者 2分の1 ※ただし、テレワークの取組は3分の2	15				
										女性活躍推進特例	働き方・女性	上記の中小企業者又は組合であって、厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」に登録し、項目1から4全てを公表しているもの	上記より0.4%優遇	全事業者 3分の2又は全額	15
										「テレワーク東京ルール」実践企業宣言特例	働き方・テレ宣	上記の中小企業者又は組合であって、東京都の「テレワーク東京ルール」実践企業宣言を行っているもの			
		ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援	ソーシャル	1)又は2)に該当する中小企業者又は組合 (1)認定NPO法人、特例認定NPO法人の認定を取得していること。 (2)都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」第11条第1項に規定するソーシャルファーム 事業からの収入を主たる財源として運営しながら、就労困難者と認められる者を相当数雇用し、その職場において、就労困難者と認められる者が他の従業員と共に働いている社会的企業」の認証を取得していること。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)	固定1.7%以内~2.2%以内 [*]固定1.5%以内~2.0%以内		全事業者 2分の1	17					
		ゼロエミッション支援	ゼロエミ	1)から5)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)東京都の中小規模事業者を対象とした「地球温暖化対策報告書制度」の報告書を提出しており、報告書の内容が東京都環境局のウェブサイトに公表されていること。 (2)東京都の「地域の多様な主体と連携した中小規模事業者省エネ対策事業」で省エネ対策サポーター 事業者として登録された事業者の省エネコンサルティングを利用していること。 (3)ISO14001やエコアクション21の認定を取得していること。 (4)東京都の「LED照明等節電対策促進助成事業」を利用していること。 (5)東京都知事がゼロエミッションに資する取組として、別に指定するもの。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)	固定1.7%以内~2.2%以内 [*]固定1.5%以内~2.0%以内		小規模企業者 2分の1	18					
	BCP・サイバーセキュリティ対策支援	BCPサイバ	1)から6)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)公益財団法人東京都中小企業振興公社のBCP実践促進助成事業」を利用していること。 (2)公益財団法人東京都中小企業振興公社のBCP策定講座(ステージ2)」にてBCPを策定していること。 (3)BCPの策定 実施に係る商工会議所 商工会又は東京都中小企業団体中央会による支援を受けBCPを策定していること。 (4)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「サイバーセキュリティ対策促進助成事業」を利用していること。 (5)東京都中小企業団体中央会の「団体向けリスクマネジメント普及啓発事業」の特別支援を利用していること。 (6)独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA)のSECURITY ACTONの2段階目 (★★二つ星)を取得していること。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)	固定1.7%以内~2.2%以内 [*]固定1.5%以内~2.0%以内		原則として法人代表者を除き連帯保証人は不要	20						
	金融機関提案融資 (金融提案)	金融機関提案	金融提案	中小企業が直面する課題や東京都の政策課題の解決に資するため、金融機関が有する独自の工夫、ノウハウ及びネットワークを活用し、支援する中小企業者又は組合 融資対象、融資条件は取扱金融機関ごとに設定)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	金融機関所定		金融機関所定		全事業者 0.2%相当分	25				
		(政策特別)	(金融機関提案)	新たな事業展開や経営改善などの前向きな取組を行う中小企業者又は組合 融資対象、融資条件は取扱金融機関ごとに設定)							25				
小規模事業融資 (小)	小口 (国の全国統一保証制度)	小口	この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下の小規模企業者(「へん」の「定義 小規模企業者」を参照)	2,000万円 (同)	7年以内 (1年以内) 融資期間1年以内の場合 は更新可能	10年以内 (1年以内)	[*]固定1.9%以内~2.5%以内又は変動			全事業者 2分の1	27				
											小口支援特例	小口・支援	1)又は2)に該当すること (1)商工会議所 商工会の経営指導を直近1年以内に6か月以上複数回受けていること。 (2)経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けていること。	東京都知事が指定するもの(2020関連)については、据置期間2年以内	上記利率より0.4%優遇
	クイックつなぎ (国の全国統一保証制度)	小口つなぎ	1)から3)の全てを満たす小規模企業者 (1)この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。 (2)東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。 (3)2)の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。	500万円 (同)	2年以内	—	固定1.9%以内又は変動				29				
一般的な事業 運営資金	一般事業融資 (事業)	事業一般	事業一般	中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (6か月以内)				32				
		受注対応特例	事業・受注	確定した受注 取引先から商品・サービス等の発注を受け、2年以内に売上金が入金される契約をいう。)があり、その受注に対応するための資金を必要とする中小企業者又は組合	1億円 (2億円)	2年以内 (2年以内)	—	金融機関所定			32				
		クイックつなぎ (事業一般)	事業つなぎ	1)及び2)に該当する中小企業者又は組合 (1)東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。 (2)上記の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。	700万円 (同)	2年以内	—				34				
		小規模特別 (事業一般)	小企	従業員数が30人以下(卸売業、小売業)又は「ソフトウェア業 情報処理サービス業を除くサービス業」を主たる事業とする事業者については10人以下)の中小企業者	8,000万円	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (6か月以内)	固定2.1%以内~2.7%以内又は変動 [*]固定1.9%以内~2.5%以内又は変動				35			
		補助金・助成金つなぎ	助成つなぎ	東京都産業労働局商工部、観光部又は雇用就業部所管の補助金・助成金の交付決定を受けた事業を行う中小企業者又は組合	1億円 (2億円) 補助金・助成金の交付決定額の3分の2以内	10年以内 ただし、補助金・助成金の交付決定から助成対象期間終了日の属する月の6か月後の月末までの期間とする。		固定1.7%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~2.0%以内又は変動			—	36			
		極度枠設定	極度	1)及び2)に該当する中小企業者又は組合 (1)引き続き2年以上(売上発生から2年以上)にわたり 原則として同一事業を営んでいること。 (2)ア又はイのいずれかに該当すること。 ア 法人の場合は、直近の決算において経常利益を計上し、債務超過でないもの。 イ 個人事業者の場合は、直近2期の所得税の確定申告において「課税される所得金額」のあるもの。	1億円 (2億円)	2年以内	—	金融機関所定				37			
		組合向け	組	事業協同組合等	(2億円) (転貸1組合員 3,500万円)	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (6か月以内)	固定2.1%以内~2.7%以内又は変動 [*]固定1.9%以内~2.5%以内又は変動	転貸資金の場合 代表理事及び 転貸先代表者	信用保証なし の場合 必要に応じて 有担保		38			
		官公需適格特例	組・官公需	官公需適格組合」としての証明を受けている組合			上記より0.1%優遇						38		

令和2年度 東京都中小企業制度融資一覧

融資メニュー	融資対象		融資対象	融資限度額 ()内は組合	融資期間 ()内は据置期間		融資利率(年率) 固定：固定金利、変動：変動金利 [*]：責任共有制度対象外となる場合の金利	保証人	物的担保	保証料補助	掲載 A~J*	
	細目	略称			運転資金	設備資金						
創業融資 (創業)	創業	創業	①)から③)のいずれかに該当するもの ①)事業を営んでいない個人で、東京都内で創業しようとする具体的計画を有するもの ②)創業した日から5年未満である中小企業者又は組合 ③)東京都内で分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社	3,500万円 (同) 創業融資対象(1) は自己資金に 2,000万円を 加えた額の範囲内	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	固定1.9%以内~2.5%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~2.0%以内又は変動	原則として不要	全事業者 2分の1	41		
	創業支援特例	創業・支援	①)又は②)に該当するもの ①)産業競争力強化法に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受け、区市町村長の証明を受けていること。 ②)商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は保証協会より認定特定創業支援等事業に準ずる支援を受け、その証明を受けていること。								上記より0.4%優遇	41
販路開拓融資 (販路)	海外展開支援	海外展開	独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構若しくは公益財団法人東京都中小企業振興公社による海外展開に関する支援又は自らの取組により海外展開に関する事業計画を策定し実行する中小企業者	2億8,000万円	10年以内 (2年以内)		固定1.7%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~2.0%以内又は変動	新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要	小規模企業者 2分の1	46		
	ビジネスチャンス・ナビ	ナビ	【ビジネスチャンス ナビA型 略称 ナビA】 ビジネスチャンス ナビ2020にユーザー登録している中小企業者又は組合 【ビジネスチャンス ナビB型 略称 ナビB】 ビジネスチャンス ナビ2020にユーザー登録し、かつビジネスチャンス ナビ2020に掲載された入札 調達案件を受注した中小企業者又は組合	2,000万円 (同)	10年以内 (1年以内)		固定1.7%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~2.0%以内又は変動				—	48
設備融資 (設備)	設備投資 ・ 企業立地促進	設備立地	【設備投資 略称 設備投資】 事業の実施に必要な設備 機械 装置、工具 器具、備品等)の導入、増強、改良、補修等 CT・t AI・ロボットを活用した設備の導入を含む。)、又は建物の改修、建替等 耐震化、バリアフリー化を含む。)を行う中小企業者 【企業立地促進 略称 立地促進】 引き続き1年以上 売上発生から1年以上)同一事業を営んでおり 東京都内において工場・事務所・店舗の新増設、移転等を行う中小企業者	2億8,000万円 (4億8,000万円)	5年以内 ただし工事代金等が 入金されるまでの期間		固定1.7%以内~1.8%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~1.6%以内又は変動	原則として 法人代表者 を除き 連帯保証人 は不要	全事業者 3分の2	51		
	経営強化融資 (強化)	経営強化	強化	【強化支援 略称 強化支援】 国の全国統一保証制度) 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者又は組合 【強化認定 略称 強化認定】 中小企業等経営強化法の認定を受けている中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)	5年又は10年以内 (1年以内)	7年又は10年以内 (1年以内)				固定1.7%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~2.0%以内又は変動	原則必要
強化認定 革新特例	強化認定・革新	強化認定・革新	経営革新計画(中小企業等経営強化法)に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたことについて確認申請書により確認を受けていること 経営強化認定(略称 強化認定)の融資対象者のみ利用可能)	1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)		上記より0.2%優遇	—	54			
チャレンジ融資 (チャレンジ)	チャレンジ	チャレンジ	①)から③)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 ①)公的機関の認定 認証 登録等を受けて実施する事業を行うこと ②)東京都等の助成金の交付決定を受けた事業を行うこと ③)令和2年度において東京都が重点的支援を行う事業等を行うこと	1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)		固定1.7%以内~2.2%以内又は変動 [*]固定1.5%以内~2.0%以内又は変動	—	58			
事業承継融資 (承継)	事業承継	承継	【事業承継一般 略称 承継一般】 ①)から④)のいずれかに該当する中小企業者並びに①)若しくは②)のいずれかに該当する組合 ①)事業承継を10年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組むこと ②)事業承継をした日から5年未満であって、事業計画を策定し、承継後の経営の安定化等に取り組むこと ③)事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けたこと ④)事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けたこと	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)		固定1.7%以内~2.2%以内 [*]固定1.5%以内~2.0%以内	—	全事業者 2分の1	62		
			【事業承継経営者保証不要型 略称 承継経営】 国の全国統一保証制度) ①)又は②)に該当し、かつ③)に該当する中小企業者又は組合 ①)保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有していること ②)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施しており、事業承継日から3年を経過していないこと ③)アからエまで全てを満たすこと ア 資産超過であること、イ EBI DA 有利子負債倍率が10倍以内であること、ウ 法人・個人の分離がなされていること、エ 返済緩和している借入金が無いこと		10年以内 (1年以内)		固定1.7%以内~2.2%以内				—	62
			【事業承継個人融資型 略称 承継個人】 ①)又は②)のいずれかに該当するもの ①)事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けた会社である中小企業者の代表者個人であって、中小企業者の会社要件)及び 代表者個人要件)を満たすこと ②)事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けた事業を営んでいない個人であって、他の中小企業者の要件)及び 個人要件)を満たすこと		15年以内 (2年以内)		固定1.7%以内~2.4%以内 [*]固定1.5%以内~2.2%以内				—	63
			【事業承継支援特例 略称 承継 支援】 ①)又は②)に該当するもの ただし、事業承継個人型 ②)は本特例の適用範囲外) ①)地域持続化支援事業による東京商工会議所、東京都商工会連合会又は町田商工会議所からの支援を1年以内に複数回受け、その証明を受けていること ②)公益財団法人東京都中小企業振興公社における事業承継 再生支援事業による支援を1年以内に複数回受け、その証明を受けていること。		事業承継の各融資対象と同様		上記より0.2%優遇				—	63
M&Aつなぎ	承継M&A	M&Aにより事業承継に取り組む中小企業者 ただし、売却側で廃業を前提としている場合は含まない)	2,500万円	3年以内		固定1.7%以内 [*]固定1.5%以内	—	全事業者 2分の1	68			
経営安定融資 (経営)	経営セーフ	経営セーフ	セーフティネット保証に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者又は組合 ②ページの ②定義 セーフティネット保証)を参照)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)		固定1.7%以内~2.2%以内 [*]固定1.5%以内~2.0%以内	原則として 法人代表者 を除き 連帯保証人 は不要	小規模企業者 2分の1 ただし、台風15号、19号に 伴う4号認定を受けた場合 は、全事業者2分の1	71		
	経営一般	経営一般	①)から⑧)までのいずれかに該当する中小企業者又は組合 ①) 最近3か月間の売上実績)又は 今後3か月間の売上見込)が前年同期と比較して、5%以上減少していること。 ②) 最近3か月間の売上実績)又は 今後3か月間の売上見込)が平成20年8月以前の直前同期と比較して、5%以上減少していること。 ③) 売上原価の20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇の一方で、価格転嫁できていないこと。 ④) 金融機関からの総借入金が前年同期比10%以上減少していること。 ⑤) 倒産等企業に事業上の債権を有していること。 ⑥) 災害により事業活動に影響を受けていること。 ⑦) 東京都知事が指定するもの。(アスベスト対策) ⑧) 東京都知事が指定するもの。 2020関連)	1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)		固定1.7%以内~2.2%以内 [*]固定1.5%以内~2.0%以内				—	73
	経営改善	経営改善	【改善支援 略称 改善支援】 保証協会、東京都内の商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は東京都よる支援拠点の経営支援を受け、自ら改善計画を策定し、その証明を受けた中小企業者又は組合 【改善サポート 略称 改善サポート】 国の全国統一保証制度) 事業再生計画実施関連保証に定める要件に該当する中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (1年以内)		固定1.7%以内~2.4%以内 [*]固定1.5%以内~2.2%以内				—	75
借換融資 (借換)	特別借換	特別借換	①)及び②)に該当する中小企業者又は組合 ①)保証協会の保証付融資を利用していること ②)事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。	既往の保証付融資残高 及び事業計画実施 に必要な資金の範囲内 (同)	10年以内 (6か月以内)		金融機関所定	—	79			
再生支援融資 (再生)	企業再生	企業再生	【再生法的整理 略称 再生法的整理】 民事再生手続又は会社更生手続を申し立て、再生計画又は更生計画認可後3年が経過しておらず、かつその計画を完遂していない中小企業者又は組合 【再生私的整理 略称 再生私的整理】 中小企業再生支援協議会などの公的機関の支援を受け、事業再生に取り組む中小企業者又は組合	2億円 (同)	10年以内 (1年以内)		金融機関所定	必要に応じ有担保	81			
災害復旧資金融資 (災)	災害復旧	災	東京都知事が指定した災害により損失を受けている中小企業者又は組合	原則として一災害 8,000万円(同) <災害毎に設定>	原則として10年以内 (1年以内) <災害毎に設定>		固定1.7%以内 [*]固定1.5%以内	—	84			
危機対応融資 (危機)	危機対応	危機	①)又は②)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 ①)東日本大震災復興緊急保証制度に係る区市町村長等の認定等を受けたこと。 ②)危機関連保証に係る区市町村長の認定を受けたこと。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)		[*]固定1.5%以内~2.0%以内	新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要	全事業者 2分の1 ただし、融資対象(2)に 該当する場合は全額	86		
新型コロナウイルス 感染症対応緊急融資 (感染症対応)	新型コロナウイルス 感染症対応	感染症対応	①)及び②)に該当する中小企業者又は組合 ①)新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けていること。 ②) 最近3か月間の売上実績)又は 今後3か月間の売上見込)が直前同期と比較して、5%以上減少していること。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (5年以内)	15年以内 (5年以内)	固定1.7%以内~2.4%以内 [*]固定1.5%以内~2.2%以内				—	89
新型コロナウイルス 感染症対応緊急借換 (感染症借換)	新型コロナウイルス 感染症借換	感染症借換	①)から④)に該当する中小企業者又は組合 ①)新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けていること。 ②) 最近3か月間の売上実績)又は 今後3か月間の売上見込)が直前同期と比較して、5%以上減少していること。 ③)保証協会の保証付融資を利用していること。 ④)事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (5年以内)		固定1.7%以内~2.4%以内 [*]固定1.5%以内~2.2%以内	—	92			
感染症対応融資 (全国制度) (感染症全国)	感染症全国	感染症借換	セーフティネット保証4号、5号又は危機関連保証に係る有効期限内の区市町村長の認定を取得している中小企業者又は組合	4,000万円(同)	—		—	原則として 全事業者 全額	95			

目 次

第 1 総則	P1
第 2 政策課題対応資金	
1 稼ぐ力創出融資（略称：稼ぐ力）	P10
一 イノベーション創出支援（略称：イノベ）	
二 成長産業育成支援（略称：成長産業）	
三 手続	
2 社会課題解決融資（略称：社会課題）	P15
一 働き方改革支援（略称：働き方）	
二 ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援（略称：ソーシャル）	
三 ゼロエミッション支援（略称：ゼロエミ）	
四 BCP・サイバーセキュリティ対策支援（略称：BCP サイバ）	
五 手続	
3 金融機関提案融資（略称：金融提案）	P25
一 金融機関提案（略称：金融提案）	
二 政策特別（略称：金融機関提案）	
三 手続	
第 3 一般的な事業運営資金	
1 小規模事業融資（略称：小）	P27
一 小口【小口零細企業保証制度】（略称：小口）	
二 クイックつなぎ（小口）【小口零細企業保証制度】（略称：小口つなぎ）	
三 手続	
2 一般事業融資（略称：事業）	P32
一 事業一般（略称：事業一般）	
二 クイックつなぎ（事業一般）（略称：事業つなぎ）	
三 小規模特別（事業一般）（略称：小企）	
四 補助金・助成金つなぎ（略称：助成つなぎ）	
五 極度枠設定（略称：極度）	
六 組合向け（略称：組）	

七 手続

第4 新たな事業展開資金

- | | | |
|---|------------------------|-----|
| 1 | 創業融資（略称：創業） | P41 |
| | 一 創業（略称：創業） | |
| | 二 手続 | |
| 2 | 販路開拓融資（略称：販路） | P46 |
| | 一 海外展開支援（略称：海外展開） | |
| | 二 ビジネスチャンス・ナビ（略称：ナビ） | |
| | 三 手続 | |
| 3 | 設備融資（略称：設備） | P51 |
| | 一 設備投資・企業立地促進（略称：設備立地） | |
| | 二 手続 | |
| 4 | 経営強化融資（略称：強化） | P54 |
| | 一 経営強化（略称：強化） | |
| | 二 手続 | |
| 5 | チャレンジ融資（略称：チャレンジ） | P58 |
| | 一 チャレンジ（略称：チャレンジ） | |
| | 二 手続 | |
| 6 | 事業承継融資（略称：承継） | P62 |
| | 一 事業承継（略称：承継） | |
| | 二 M&A つなぎ（略称：承継 M&A） | |
| | 三 手続 | |

第5 経営の安定化資金

- | | | |
|---|-------------------|-----|
| 1 | 経営安定融資（略称：経営） | P71 |
| | 一 経営セーフ（略称：経営セーフ） | |
| | 二 経営一般（略称：経営一般） | |
| | 三 経営改善（略称：経営改善） | |
| | 四 手続 | |
| 2 | 借換融資（略称：借換） | P79 |

一	特別借換（略称：特別借換）	
二	手続	
4	再生支援融資（略称：再生）	P81
一	企業再生（略称：企業再生）	
二	手続	
5	災害復旧資金融資（略称：災）	P84
一	災害復旧（略称：災）	
二	手続	
一	特別借換（略称：特別借換）	
二	手続	
6	危機対応融資（略称：危機）	P86
一	危機対応（略称：危機対応）	
二	手続	
7	新型コロナウイルス感染症対応緊急融資（略称：感染症対応）	P89
一	新型コロナウイルス感染症対応（略称：感染症対応）	
二	手続	
8	新型コロナウイルス感染症対応緊急借換（略称：感染症借換）	P92
一	新型コロナウイルス感染症借換（略称：感染症借換）	
二	手続	
9	感染症対応融資（全国制度）（略称：感染症全国）	P95
一	感染症対応（全国制度）（略称：感染症全国）	
二	手続	
附則	P98
参考資料	P99
様式集	P110

令和2年度東京都中小企業制度融資要項[1月5日改定版]

第1 総則

1 目的

この要項は、都内の中小企業者及び組合に対し、事業の活性化及び経営の安定化など事業に必要な資金を融資し、金融の円滑化を図ることを目的とする。

2 定義

この要項における用語の定義は、次の表のとおりとする。

用語	定義																														
信用保険法	中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）をいう。																														
中小企業者	<p>信用保険法第2条第1項に定める中小企業者のうち同項第1号、第2号、第5号及び第6号に定める法人並びに同項第1号及び第2号に定める個人事業者であって、次の表のいずれかに該当するものをいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本金^{※1}</th> <th>従業員数^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業等^{※2}</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td> ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。） </td> <td>3億円以下</td> <td>900人以下^{※3}</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業^{※4}</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業、情報処理サービス業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>旅行業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>旅館業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>200人以下^{※3}</td> </tr> <tr> <td>医療法人等^{※5}</td> <td>（条件なし）</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p> ^{※1} 資本金又は従業員数のいずれか一方の要件を満たせばよい。また、個人事業者及び特定非営利活動法人は資本金の要件を適用しない。 ^{※2} 製造業等の「等」とは、卸売業、小売業及びサービス業以外の業種をいう。 [業種例] 建設業、不動産業、運送業、出版業 など ^{※3} 特定非営利活動法人の場合、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）は従業員数300人以下、旅館業は同100人以下。 ^{※4} 飲食業を含む。 ^{※5} 医業を主たる事業とする法人 ○対象となる法人の例 ・会社（株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社並びに士業法人である監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、社会保険労務士法人、司法書士法人、土地家屋調査士法人及び行政書士法人） ・医業を主たる事業とする法人（医療法人並びに医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人、社団法人及び特定非営利活動法人） ・特定非営利活動法人 </p>	業種	資本金 ^{※1}	従業員数 ^{※1}	製造業等 ^{※2}	3億円以下	300人以下	ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下 ^{※3}	卸売業	1億円以下	100人以下	小売業 ^{※4}	5,000万円以下	50人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	旅行業	3億円以下	300人以下	旅館業	5,000万円以下	200人以下 ^{※3}	医療法人等 ^{※5}	（条件なし）	300人以下
業種	資本金 ^{※1}	従業員数 ^{※1}																													
製造業等 ^{※2}	3億円以下	300人以下																													
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下 ^{※3}																													
卸売業	1億円以下	100人以下																													
小売業 ^{※4}	5,000万円以下	50人以下																													
サービス業	5,000万円以下	100人以下																													
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下																													
旅行業	3億円以下	300人以下																													
旅館業	5,000万円以下	200人以下 ^{※3}																													
医療法人等 ^{※5}	（条件なし）	300人以下																													

組合	<p>信用保険法第2条第1項に定める中小企業者のうち同項第3号、第4号及び第7号から第11号までに定める組合をいう。</p> <p>○対象となる組合の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等協同組合、消費生活協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合、酒造組合、酒販組合、内航海運組合等 																		
小規模企業者	<p>信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者であって、次の(1)又は(2)に該当するものをいう。</p> <p>(1) 法人(組合を除く。)又は個人事業者 次の表のいずれかに該当するもの</p> <table border="1" data-bbox="422 548 1492 936"> <thead> <tr> <th>業 種</th> <th>従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製 造 業 等 ※1</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>卸 売 業</td> <td>5人以下</td> </tr> <tr> <td>小 売 業 ※2</td> <td>5人以下</td> </tr> <tr> <td>サ ー ビ ス 業</td> <td>5人以下</td> </tr> <tr> <td> ソフトウェア業、情報処理サービス業</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td> 旅行業</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td> 宿泊業、娯楽業 ※3</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>医 療 法 人 等 ※4</td> <td>20人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 製造業等の「等」とは、卸売業、小売業・飲食業及びサービス業以外の業種をいう。 〔業種例〕建設業、不動産業、運送業、出版業 など</p> <p>※2 飲食業を含む。</p> <p>※3 特定非営利活動法人の場合、宿泊業及び娯楽業は従業員数5人以下。</p> <p>※4 医業を主たる事業とする法人</p> <p>(2) 組合 事業協同小組合、企業組合及び協業組合</p>	業 種	従業員数	製 造 業 等 ※1	20人以下	卸 売 業	5人以下	小 売 業 ※2	5人以下	サ ー ビ ス 業	5人以下	ソフトウェア業、情報処理サービス業	20人以下	旅行業	20人以下	宿泊業、娯楽業 ※3	20人以下	医 療 法 人 等 ※4	20人以下
業 種	従業員数																		
製 造 業 等 ※1	20人以下																		
卸 売 業	5人以下																		
小 売 業 ※2	5人以下																		
サ ー ビ ス 業	5人以下																		
ソフトウェア業、情報処理サービス業	20人以下																		
旅行業	20人以下																		
宿泊業、娯楽業 ※3	20人以下																		
医 療 法 人 等 ※4	20人以下																		
指定金融機関	<p>総則の8(7ページ)で定める東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関をいう。</p>																		
保証協会	<p>東京信用保証協会をいう。</p>																		
あっせん機関	<p>総則の5(5~6ページ)で定める融資申込受付機関のうち指定金融機関及び保証協会以外のものをいう。</p>																		
一般保証	<p>保証協会の保証のうち保証協会が「一般保証に係る保証」として取り扱うものをいう。</p>																		
特例保証	<p>保証協会の保証のうち保証協会が「保険特例に係る保証」として取り扱うものをいう。</p>																		
セーフティネット保証	<p>信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証をいう。なお、セーフティネット保証を利用する場合、中小企業者及び組合は、信用保険法第2条第5項第1号から第8号までのいずれかに該当することについて、区市町村長の認定を受ける必要がある。</p> <p><認定対象事由の概要></p> <ol style="list-style-type: none"> 1号 大型倒産の発生により影響を受けている。 2号 取引先企業の事業活動の制限により影響を受けている。 3号 特定地域の災害等により影響を受けている特定業種を営む。 4号 特定地域の災害等により影響を受けている。 5号 全国的に業況が悪化している業種に属している。 6号 金融機関の破綻により資金繰りが悪化している。 7号 金融機関の合理化(支店の削減等)に伴い借入が減少している。 8号 整理回収機構又は産業再生機構に貸付債権が譲渡されたが再生可能である。 																		
プロパー融資	<p>信用保証協会又は保証会社等による保証を付さない融資をいう。</p>																		

3 融資対象の基本要件

原則として次の（１）から（４）までを全て満たすことを要する。ただし、各融資に別段の定めがある場合、別段の定めが優先する。

- （１）東京都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）を有し、保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること。ただし、一定の業歴要件が必要となる場合がある。
- （２）当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあっては、当該許可等を受けている（又は、受ける）こと。
- （３）事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。
- （４）現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

4 融資条件

次の表のとおりとする。ただし、各融資に別段の定めがある場合、別段の定めが優先する。

資金使途	融資ごとに定める。 なお、既往融資の返済を資金使途として新規の融資を申し込む場合、その融資により返済することのできる既往融資は、原則として次の（１）及び（２）に限る。 （１）東京都中小企業制度融資要項に基づく融資制度（東京都環境保全資金融資を含む。）のうち保証協会の保証付融資 （２）東京都内の区市町が実施している融資制度のうち保証協会の保証付融資
融資限度額	融資ごとに定める。
融資期間	融資ごとに定める。
融資利率 （年率）	融資ごとに定める。 融資利率に固定金利と変動金利が記載されている制度については、固定金利と変動金利のうちから、 借入申込者が選択 できるものとする。 また、「融資時の金利が完済まで適用される」と定める場合、融資期間中に融資利率の条件を変更することはできない。ただし、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する場合、その条件の範囲内で融資利率の変更を認める。 （１）条件変更時に融資利率を引き下げの場合 （２）融資利率が固定金利であって、次のア及びイを満たす場合 ア 当初の融資実行日が平成 19 年 10 月 1 日以降であるもの イ 条件変更により融資期間を延長する場合であって、条件変更後の融資利率を、当初の融資実行日から条件変更後の完済予定日までの融資期間に対して条件変更日時点の要項で定めている融資利率条件の範囲内とするもの なお、この要項で表示する融資利率は、令和 2 年（2020 年）10 月から令和 3 年（2021 年）3 月までに、中小企業者等からの融資申込みに伴い融資申込受付機関が「信用保証委託申込書」を受け付けた場合の利率である。
返済方法	融資ごとに定める。
融資形式	融資ごとに定める。
信用保証	保証協会による保証を必要とする。ただし、一般事業資金融資のうち組合向けは、保証協会による保証の有無を任意とする。

保証形態	信用保証の形態は個別保証とする。ただし、一般事業資金融資のうち極度枠設定は、根保証とする。
責任共有制度の適用	責任共有制度が適用される。ただし、責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合がある。 (責任共有制度の導入については参考資料の1 (99 ページ) 参照) (責任共有制度の対象外となる保証の一覧は参考資料の2 (102 ページ) 参照)
信用保証料	保証協会の定めるところによる。(保証料率については参考資料の3 (105 ページ) 参照) なお、東京都が信用保証料の一部又は全部を補助する融資がある。ただし、信用保証料を分割納付する場合は、この補助の対象とならない。
保証人	原則として法人代表者(実質的な経営権を持っている者等を含む。)を除き連帯保証人は不要とする。ただし、組合は、その実情に応じ、代表理事以外の理事を連帯保証人とする場合がある。 なお、融資申込者が次の(1)又は(2)のいずれかに該当し保証協会が認める場合及びその他保証協会が特に認める場合に、法人代表者の保証を不要とすることができる。 (1) 申込金融機関が、そのプロパー融資について法人代表者の保証を不要とし、担保による保全が図られていない場合であって、法人と代表者の分離、債務超過でもなく2期連続赤字でもない等の要件を充足している場合 (2) 法人又は代表者本人等が所有する不動産について担保提供があり、十分な保全が図られる場合
物的担保	原則として、新規の保証の種別(一般保証又は特例保証のいずれか一方)における保証付融資の合計残高(新規の保証額を含め、「CLO 対応資金融資」の保証債務残高を含めない。)が8,000万円以下の場合は無担保とし、8,000万円を超える場合は物的担保を必要とする。ただし、保証付融資の合計残高が8,000万円以下の場合でも物的担保が必要となる場合がある。また、各融資に別段の定めがある場合には、別段の定めが優先する。 なお、中小企業金融安定化特別保証(平成13年3月31日以前の信用保険法第2条第4項第6号の認定に基づく保証)と一般保証の残高が併存する場合、その保証付融資残高の合計が1億円を超える場合は原則として物的担保を要する。

5 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで。ただし、各融資に別段の定めがある場合、別段の定めが優先する。

(2) 融資申込受付機関

次の表のとおりとする。「○」は申込可、「×」は申込不可

ただし、総則の4（3～4ページ）の「保証人」の項で融資申込者が（1）に該当するとして法人代表者の保証を不要とする融資を申し込む場合は、次の表に関わらず、指定金融機関のみでの受付とする。

融資申込受付機関	取扱制度		クイックつなぎ（小口）			新たな事業展開資金※1	海外展開支援	設備投資・企業立地促進	事業承継※2	経営の安定化資金※3	企業再生	災害復旧	感染症対応等※7	感染症借換	
	政策課題対応資金	金融機関提案・政策特別	一般的に事業運営資金	クイックつなぎ（小口）	クイックつなぎ（事業一般）										
指定金融機関	○	※4	○	○	○	※5	○	○	○	○	○	○	※6	※8	※8
保証協会	○	×	○	×	×	×	○	○	○	○	×	○	×	×	×
東京都中小企業団体中央会	○	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	※6	×	×	
商工会議所	○	×	○	×	×	×	○	○	○	○	×		×	×	
商工会	○	×	○	×	×	×	○	○	○	○	×		×	×	
東京都商工会連合会	○	×	○	×	×	×	○	○	○	○	×		×	×	
公益財団法人東京都中小企業振興公社	○	×	○	×	×	×	○	○	○	○	×		×	×	
東京都各支庁	○	×	○	×	×	×	○	○	○	○	×		×	×	
東京都産業労働局金融部金融課	○	×	○	×	×	×	○	○	○	○	×		○	×	×

※1 経営強化融資の強化支援は指定金融機関のみでの受付とする。

※2 事業承継の事業承継経営者保証不要型は、指定金融機関のみでの受付とする。

※3 経営改善の改善サポートは、指定金融機関のみでの受付とする。

※4 別に定める。

※5 商工組合中央金庫のみとする。

※6 災害の都度定める。

※7 本表においては「危機対応」及び「感染症対応（全国制度）」を含む。

※8 東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関の中で、5月1日以降に都が委託する者との間で利子補給に関する協定を締結したもの。

(3) 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。ただし、この他に必要な書類がある場合、融資ごとに定める。また、指定金融機関及び保証協会の審査等のために、その他の書類が必要となる場合がある。

【法人の場合】

書 類 名	必要部数
信用保証委託申込書※	各 1 部
信用保証委託契約書※	
個人情報の取扱いに関する同意書※	2 部
印鑑証明書（申込人及び連帯保証人のもの）	各 1 部
商業登記簿謄本	
確定申告書（決算書）の写し（原則直近 2 期分）	2 部
法人税又は事業税の納税の確認ができる書類	各 1 部
見積書又は契約書の写し（設備資金の場合のみ必要）	

※ 保証協会及びあっせん機関から申し込む場合は、融資あっせん用を使用のこと。

【個人の場合】

書 類 名	必要部数
信用保証委託申込書※	各 1 部
信用保証委託契約書※	
個人情報の取扱いに関する同意書※	2 部
印鑑証明書（申込人のもの）	1 部
所得税の確定申告書の写し（原則直近 2 期分）	2 部
所得税又は事業税の納税の確認ができる書類	各 1 部
見積書又は契約書の写し（設備資金の場合のみ必要）	

※ 保証協会及びあっせん機関から申し込む場合は、融資あっせん用を使用のこと。

6 融資申込受付後の処理

下記のとおりとする。ただし、各融資に別段の定めがある場合、別段の定めが優先する。

- (1) 指定金融機関が直接受け付けた場合は、審査の上、適当と認めたものを保証協会に送付する。
あっせん機関が受け付けた場合は、融資の対象に該当するか否かを審査し、適当と認めたものを保証協会に送付する。ただし、東京都各支庁は、東京都産業労働局金融部金融課を経由して保証協会に送付する。
- (2) 保証協会は、指定金融機関から送付されたものであって、審査の上、保証を決定したものについては、信用保証書を指定金融機関へ送付する。また、保証協会は、あっせん機関から送付されたもの及び直接受け付けたものであって、審査の上、保証を決定したものについては、指定金融機関に融資をあっせんし、信用保証書を送付する。
- (3) 指定金融機関は、信用保証書に基づき融資する。

7 関係書類の表示

融資ごとに定める。

8 東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関

次の表のとおりとする。なお、指定金融機関において東京都中小企業制度融資を取り扱うことのできる本支店等は、原則として、東京都内に設置された本支店等とする。

金融機関名 (89) (五十音順) ※令和3年1月1日時点				
普通銀行 43行		信用金庫 29金庫	政府系金融機関 1金庫	漁協・農協系統 金融機関 2連合会
足利	武蔵野	青木	商工組合中央金庫	東京都信用漁業 協同組合連合会 東京都信用農業 協同組合連合会
阿波	山口	朝日	信用組合 14組合	
伊予	山梨中央	足立成和		あすか
SBJ	横浜	青梅	東	
大垣共立	りそな	亀有		共立
香川		川崎	江東	
北日本		興産		七島
京都		小松川	青和	
きらぼし		西京		全東栄
きらやか		さわやか	第一勸業	
群馬		芝		大東京
京葉		湘南	東京厚生	
高知		城南		東浴
埼玉りそな		城北	中ノ郷	
静岡		昭和		ハナ
静岡中央		巢鴨	文化産業	
常陽		西武		
スルガ		世田谷		
大光		瀧野川		
第四北越		多摩		
千葉		東栄		
千葉興業		東京		
中国		東京三協		
筑波		東京シティ		
東京スター		東京東		
東邦		東京ベイ		
東和		飯能		
徳島大正		目黒		
栃木		横浜		
富山第一				
八十二				
東日本				
百十四				
北陸				
みずほ				
三井住友				
三井住友信託				
三菱UFJ				
取 扱 制 度				
<p>総則の5 (5~6ページ) のとおりとする。</p> <p>ただし、融資利率(年率)を「固定金利」又は「変動金利」から選択することができる制度について、以下の6金融機関では「変動金利」は取り扱わず、「固定金利」のみを取り扱う。</p> <p>・東京三協信用金庫, あすか信用組合, 東信用組合, 江東信用組合, 東浴信用組合, 中ノ郷信用組合</p>				

9 融資目標額及び預託金

次の表のとおりとする。なお、各々の指定金融機関への預託金額は、東京都が別に定める。

制 度 名 (略称)	融資目標額 (億円)	預 託 金	備 考
稼ぐ力創出融資 (稼ぐ力)	100	有	<p>預託金とは、東京都が金融機関に対して預金する、貸付原資の一部のことである。</p> <p>預託を行うことにより、中小企業者への円滑な資金の供給と低利な政策金利の実現が図られる。</p>
社会課題解決融資 (社会課題)	350	有	
金融機関提案融資 (金融提案)	250	無	
小規模事業融資 (小)	1,850	有	
一般事業融資 (事業)	2,650	有 ^{※1}	
創業融資 (創業)	550	有	
販路開拓融資 (販路)	150	有	
設備融資 (設備)	300	有	
経営強化融資 (強化) 等	30	有	
事業承継融資 (承継)	300	有	
経営安定融資 (経営) 等	1,180	有	
借換融資 (借換)	2,750	無	
再生支援融資 (再生)	10	無	
災害復旧資金融資 (災)	10	有	
新型コロナウイルス感染症対応緊急融資等 (感染症対応等) ^{※2}	40,000	有	

※1 「助成つなぎ」及び「組」のみ ※2 本表においては「危機対応」及び「感染症借換」を含む

10 期中管理

- (1) 申込中小企業者が、信用保険法第2条第5項第5号の特定中小企業者であつて、平成30年3月31日以前に保証協会において申込受付をして保証承諾を受けた場合は、取扱金融機関は、半年に一度、保証協会に対して所定の業況報告書を提出するものとする。ただし、申込中小企業者に対する一件当たりの当初保証金額が1,250万円以下であるとき又は保証期間が1年以内であるときはこの限りでない。
- (2) 申込中小企業者が、信用保険法第15条に規定する危機関連保証により保証協会から保証承諾を受けた場合は、取扱金融機関は半年に一度、保証協会に対して所定の業況報告書を提出するものとする。ただし、信用保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限りに当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）中であるとき又は保証期間が1年以内であるときはこの限りではない。

なお、取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を

行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

- (3) 「感染症対応融資（全国制度）」で据置期間が1年超となる場合は、据置期間の間において、取扱金融機関は半期に一度、保証協会に対して所定の業況報告書を提出するものとする。

11 その他

- (1) 保証協会は、毎月末日現在の各制度の貸付状況や金利状況等を翌月 20 日までに東京都に報告し、東京都はその内容を確認する。
- (2) 保証協会が発行する信用保証書の金利欄について、この要項で融資利率を東京都が定めている制度では「地方公共団体指定の利率」と表示し、それ以外の制度では「金融機関所定の利率による」と表示する。ただし、「災害復旧資金融資」は、融資利率を表示する。
- (3) 商工組合中央金庫は、毎月末日現在の「組合向け」の貸付状況を翌月 20 日までに東京都に報告するものとする。
- (4) 東京都は、この要項を実施するために必要があると認めるときは、保証協会、指定金融機関、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、東京都中小企業団体中央会に対して指示をし、帳簿その他関係書類を調査し又は融資業務の状況その他参考となる事項について報告及び資料の提出を求めることができるものとする。
- (5) この要項と異なる条件（金利等）の融資が実行された場合、東京都は指定金融機関に対して訂正を求めることができるものとする。
- (6) 指定金融機関が偽りその他不正の手段により融資を実行した場合、東京都は当該指定金融機関に対し、預託金の返還を求めることができるものとする。
- (7) 保証協会の保証審査により各融資の取扱いができない場合がある。
- (8) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

2 社会課題解決融資（略称：社会課題）

一 働き方改革支援（略称：働き方）（女性活躍推進特例（略称：働き方・女性） （「テレワーク東京ルール」実践企業宣言特例（略称：働き方・テレ宣））

I 目的

テレワーク等を始めとした働き方改革や女性活躍に向けた職場環境整備等に取り組む都内の中小企業者等に対し、必要な資金を融資することで、働き方改革や女性活躍の普及促進を図ることを目的とする。

II 定義

総則の2（1～2ページ）に定めるとおりとする。また、本融資に特有の用語の定義は次の表のとおりである。

用語	定義
家庭と仕事の両立支援	従業員の仕事と生活の両立を企業が支援することで、従業員が育児や介護といったライフイベントによって離職することを防ぐなど、職場環境整備の取組をいう。
テレワーク	ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の取組をいう。
働き方改革	長時間労働削減や年次有給休暇の取組促進等、これまでの働き方を見直す取組をいう。
時差 Biz	時差出勤やテレワーク、鉄道事業者によるオフピーク施策などを一斉に実施し、快適な通勤を体験するための取組をいう。
女性の活躍推進に関する取組	厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」に登録し項目1から14全てを公表する取組をいう。

III 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの。

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3、3ページ）を満たすこと。
- （3）次のアからキまでのいずれかに該当すること。なお、アからキのいずれかを満たした上で、クを満たすものは女性活躍推進特例（略称：働き方・女性）の、ケを満たすものはテレワーク東京ルール実践企業宣言特例（略称：働き方・テレ宣）の融資対象とすることができる。
 - ア 東京都の「ワークスタイル変革コンサルティング」の支援を受け、テレワークに取り組んでいること。
 - イ 東京都の「業界団体連携によるテレワーク導入促進事業」の支援を受け、テレワークに取り組んでいること。
 - ウ 東京都の「テレワーク活用・働く女性応援助成金（テレワーク活用推進コース）テレワーク機器導入事業」（新：テレワーク定着促進助成金）の助成を受け、テレワークに取り組んでいること。
 - エ 東京都の「テレワーク活用・働く女性応援助成金（テレワーク活用推進コース）サテライトオフィス利用事業」（新：テレワーク定着促進助成金）の助成を受け、テレワークに取り組んでいること。
 - オ 東京都の「TOKYO 働き方改革宣言企業」の承認を平成29年度以降に受け、働き方改革に取り組んでいること。
 - カ 東京都の「家庭と仕事の両立支援推進企業」に登録し、家庭と仕事の両立支援に取り組んで

いること。

- キ 東京都の「時差 Biz」に参加し、時差出勤やテレワークなど働き方の転換に取り組んでいること。
- ク 女性の活躍推進に関する取組を行っていること。
- ケ 東京都の「テレワーク東京ルール」実践企業宣言」を行っていること。

IV 融資条件

次の表のとおりとする。

	働き方改革支援（略称：働き方）
資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額※	2億8,000万円（組合4億8,000万円）
融資期間	15年以内（据置期間2年以内を含む。）
融資利率（年率）	【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。） 融資期間 7年以内 1.7%以内 7年超 15年以内 2.2%以内 <責任共有制度の対象外となる場合> 【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。） 融資期間 7年以内 1.5%以内 7年超 15年以内 2.0%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）とする。ただし、融資期間が2年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の2分の1を補助する。ただし、テレワークに取り組む場合は、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。
保証人	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。
物的担保	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。

	女性活躍推進特例（略称：働き方・女性） 「テレワーク東京ルール」実践企業宣言特例（略称：働き方・テレ宣）
融資利率及び信用保証料以外の融資条件	働き方改革支援（略称：働き方）に準ずる。
融資利率（年率）	働き方改革支援（略称：働き方）の融資利率から0.4%優遇した金利とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の3分の2を補助する。ただし、「テレワーク東京ルール」実践企業宣言特例（略称：働き方・テレ宣）の融資対象のうち、実践企業宣言の「我が社のテレワークルール」において実施目標（数値目標）を掲げているものについては、東京都が信用保証料の全額を補助する。

※ 令和元年度以降の「働き方改革」の既往融資残高を含める。

五 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

総則の5（5～6 ページ）に定めるとおりとする。

(2) 融資申込受付機関

総則の5（5～6 ページ）に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

書 類 名		必要部数
共通	総則の5（5～6 ページ）に定める書類	所定部数
働き方改革支援	働き方改革支援申込書（様式5）	1 部
ワークスタイル変革 コンサルティング 融資対象（3）ア	支援終了後に発行される「ワークスタイル変革コンサルティング結果報告書」の写し	
業界団体連携による テレワーク 導入促進事業 融資対象（3）イ	支援終了後に発行される「テレワーク導入コンサルティング結果報告書」の写し	
テレワーク機器 導入事業 融資対象（3）ウ	支給決定通知書の写し	
サテライトオフィス 利用事業 融資対象（3）エ	支給決定通知書の写し	
TOKYO働き方 改革宣言企業 融資対象（3）オ	東京都のウェブサイトはまだ掲載されていない場合、「承認決定通知書」の写し	
家庭と仕事の両立 支援推進企業 融資対象（3）カ	「登録決定通知書」の写し又は東京都のウェブサイトに家庭と仕事の両立支援推進企業の登録企業として掲載されていることが確認できるページの写し	
時差 Biz 融資対象（3）キ	東京都のウェブサイトの時差 Biz 参加企業一覧ページの写し（申込者が時差 Biz 参加企業として登録されていることが確認できる箇所のみで可）	
働き方・女性	女性の活躍推進企業データベースのウェブサイトの公表企業一覧ページの写し（申込者が女性の活躍推進企業データベースに登録しており、項目1から14まで全てを公表していることが確認できる箇所のみで可）	
働き方・テレ宣	テレワーク東京ルール実践企業宣言のウェブサイトの実践企業宣言書ページの写し（数値目標を掲げている場合は、該当箇所に下線を引いたうえで、宣言書の上部に赤字で「数値目標設定」と記載すること。）	

Ⅱ 融資申込受付後の処理

総則の6（6 ページ）に定めるとおりとする。

Ⅲ 関係書類の表示

働き方改革支援の関係書類には「働き方」、ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援の関係書類には「ソーシャル」、ゼロエミッション支援の関係書類には「ゼロエミ」、BCP・サイバーセキュリティ対策支援の関係書類には「BCP・サイバー」の表示をする。ただし、働き方改革支援（女性活躍推進特例）の関係書類には「働き方・女性」の、働き方改革支援（「テレワーク東京ルール」実践企業宣言特例）の関係書類には「働き方・テレ宣」の表示をする。

附 則

- 1 この要項は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成31年（2019年）度東京都中小企業制度融資要項に基づき申込みのあったもので未処理のものは、平成31年（2019年）度東京都中小企業制度融資要項で処理する。

附 則

この改定（令和2年3月17日付31産労金金第1512号決定）は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改定（令和2年4月30日付2産労金金第222号決定）は、令和2年5月1日から施行し、指定金融機関においては、同月12日までの間で別途定める日に新制度（本要項に定める「第5-6 危機対応融資」、「第5-7 新型コロナウイルス感染症対応緊急融資」、「第5-8 新型コロナウイルス感染症対応緊急借換」及び「第5-9 感染症対応融資（全国制度）」）に移行するものとする。

附 則

この改定（令和2年6月11日付2産労金金第400号決定）は、別に定める施行日があるものを除き、令和2年6月11日から施行する。

なお、感染症対応融資（全国制度）に係る改定及び借換の一部制限に係る改定については、国の令和2年第2次補正予算が成立した場合において確定し、成立日の翌日から施行するものとする。

附 則

この改定（令和2年11月27日付2産労金金第1059号決定）は、別に定める施行日があるものを除き、令和2年12月1日から施行する。

なお、「テレワーク東京ルール」実践企業宣言特例に係る改定については、令和2年12月7日から施行するものとし、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資及び新型コロナウイルス感染症対応緊急借換に係る改定については、令和2年10月1日申込分から、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資等の融資目標額に係る改定については令和2年10月9日から適用する。

附 則

この改定（令和2年12月23日付2産労金金第1127号決定）は、別に定める施行日があるものを除き、令和2年12月1日保証承諾分から適用する。

なお、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資等の融資目標額に係る改定については令和2年12月17日から適用する。

附 則

この改定（令和3年1月5日付2産労金金第1167号決定）は、令和3年1月5日から施行する。

参 考 資 料

1 責任共有制度の導入について

平成 19 年 10 月 1 日以降に信用保証協会が申込みを受け付けた分から、責任共有制度（部分保証等）が導入された。以下に、中小企業庁が制定した要綱を転載する。

責任共有制度要綱

1. 制度の目的

平成 17 年 6 月に、中小企業政策審議会基本政策部会において取りまとめた「信用補完制度のあり方に関するとりまとめ」等を踏まえ、信用保証協会の保証付き融資について、信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業に対する適切な支援を行うこと等を目的とした「責任共有制度」を導入する。

2. 責任共有制度の概要

金融機関は、「部分保証方式」（金融機関が行う融資額の一定割合を保証する方式）か、同方式と同等の「負担金方式」（金融機関の過去の制度利用実績（代位弁済率等）に基づき一定の負担金を支払う方式。下式参照。）かのいずれかの方式を選択することとする（下式中、分数部分については、以下「代弁等実績率」という。）。

$$\text{負担金} = \text{保証債務平均残高 (X期)} \times \frac{\text{代位弁済額 (Y期) - 不動産担保回収に関する額 (Y期)}}{\text{保証債務平均残高 (Y期)}} \times \text{負担割合}$$

※1 : X期は、原則として半期。なお、当該平均残高は、平成 19 年 10 月以降に保証協会が申込受付し、保証承諾したものに限る。

※2 : Y期は、X期よりも以前の期間であり、原則として半期（1 回目、2 回目の計測期間は 3 か月）。なお、代弁等実績率を構成する数値は、いずれも平成 19 年 7 月以降に申込受付し、保証承諾したものに限る。

3. 金融機関の負担割合

金融機関の負担割合は 2 割とする（よって、部分保証方式に係る保証割合は 8 割となる。）。

4. 対象除外となる保証

円滑な制度導入の観点から、当分の間、以下に掲げる保証については100パーセント保証を継続することとする。

- ① 国が定める小口零細企業保証制度に係る保証（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。）に規定する小規模企業者（同法第2条第3項第1号から第6号までに規定するものに限る。）（注1）に対する保証であって、既存の信用保証協会の保証付き融資の残高（注2）との合計で2,000万円以下となるもの。ただし、根保証、当座貸越等の極度額を設けるものを除く。）
（注1） 常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人以下）の会社及び個人等
（注2） 根保証、当座貸越等の極度額がある保証については、極度額
- ② 保険法第3条の3に規定する特別小口保険に係る保証（同法第2条第3項第1号から第6号までに規定する小規模企業者に係るものに限る。）
- ③ 保険法第12条に規定する経営安定関連保証（同法第2条第5項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかの事由に該当することについて市区町村長の認定を受けた特定中小企業者に係るものに限る。）
- ④ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第12条第1項に規定する災害関係保証
- ⑤ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第4条第1項に規定する創業等関連保証及び産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第129条第1項に規定する創業関連保証（同法同条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものを含む。）
- ⑥ 保険法第3条の9に規定する事業再生保険に係る保証
- ⑦ 信用保証協会の有する求償権を消滅させることを目的とした保証
- ⑧ 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成10年法律第151号）第3条第1項に規定する破綻金融機関等関連特別保険に係る保証及び同法第4条第1項に規定する破綻金融機関等関連特別無担保保険に係る保証
- ⑨ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第128条第1項に規定する東日本大震災復興緊急保証
- ⑩ 国が定める経営力強化保証制度に係る保証（以下「経営力強化保証」という。）（「4. 対象除外となる保証」又は平成19年9月30日以前に信用保証協会が申し込み受付した保証であって保証割合が100%の保証を経営力強化保証により借り換える場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）に限る。）
- ⑪ 国が定める事業再生計画実施関連保証制度に係る保証（以下「事業再生計画実施関連保証」という。）（「4. 対象除外となる保証」又は平成19年9月30日以前に信用保証協会が申し込み受付した保証であって保証割合が100%の保証を事業再生計画実施関連保証により借り換える場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）に限る。）
- ⑫ 保険法第15条に規定する危機関連保証

5. 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）への負担金支払

信用保証協会は、本制度要綱に基づき受領した負担金（平成 24 年度以降受領分）について、下式によりその一部を公庫に支払うこととし、公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第 11 条第 1 項第 6 号に基づき当該金銭を収受することとする。

なお、公庫への負担金支払額が零以下の場合、金銭の授受を要さず、翌年度の計算で調整することとする。

公庫への負担金支払額

$$= (\text{負担金} \times \text{てん補率 (X期)}) - (\text{保険料 (X期)} \times \text{負担割合})$$

※1 てん補率 (X期) は、負担金方式の保証についての保険関係に係るてん補率の平均をいう。

※2 保険料 (X期) は、負担金方式の保証についての保険関係に係る支払保険料をいう。

※3 負担割合は、「3. 金融機関の負担割合」に定める負担割合をいう。

6. 導入時期等

平成 19 年 10 月 1 日とする。

なお、負担金方式については、「2.」の算式中「保証債務平均残高 (X期)」に係る 1 回目の計測期間は、平成 19 年 10 月 1 日からとし、「代弁等実績率」に係る計測期間は、平成 19 年 7 月 1 日からとし、「5.」の算式中「てん補率 (X期)」及び「保険料 (X期)」に係る 1 回目の計測期間は、平成 23 年 4 月 1 日からとする。

7. その他

上記に定める事項を除き、本制度に係る詳細事項については、別に定めることとする。

2 責任共有制度の対象外となる保証の一覧

	要 件
小口零細企業保証制度に係る保証	次の（１）及び（２）を満たす小規模企業者 （１）中小企業信用保険法第２条第３項第１号から第６号までに定める小規模企業者であること。 （２）この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が２,０００万円以下であること。
特別小口保険に係る保証	次の（１）から（４）までを全て満たす個人事業者 （１）中小企業信用保険法第２条第３項第１号から第６号までに定める小規模企業者であること。 （２）引き続き１年以上東京都内で同一の業種に属する事業を営んでいること。 （３）源泉徴収による所得税以外の所得税、事業税または所得割のある住民税のいずれか（予定納税を含む。）を完納していること。 （４）特別小口保険以外の保険関係が成立していないこと。
経営安定関連保証（１～４号又は６号）	中小企業信用保険法第２条第５項第１号から第４号まで又は第６号のいずれかの事由に該当することについて区市町村長の認定を受けた中小企業者
災害関係保証	次の（１）及び（２）を満たす中小企業者 （１）激甚災害について災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された地域又は中小企業者が有する施設が被災を受けていると認められるとして主務省において指定された地域（被災地域）内に事業所を有するものであること。 （２）激甚災害により直接被害を受けたものであること。
創業等関連保証	次の（１）から（６）までのいずれかに該当するもの （１）事業を営んでいない個人であって、自己資金があり、１か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの （２）事業を営んでいない個人であって、自己資金があり、２か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの （３）中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的計画を有するもの （４）事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後５年を経過していないもの （５）事業を営んでいない個人により設立された中小企業者である会社であって、その設立の日以後５年を経過していないもの （６）中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立した中小企業者である会社であって、その設立の日以後５年を経過していないもの

創業関連保証	<p>次の（１）から（７）までのいずれかに該当するもの</p> <p>（１）事業を営んでいない個人であって、１か月以内（産業競争力強化法第２条第２４項第１号に規定する認定特定創業支援等事業（以下「認定特定創業支援等事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとするものにあつては、６か月以内）に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの</p> <p>（２）事業を営んでいない個人であって、２か月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとするものにあつては、６か月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの</p> <p>（３）中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的計画を有するもの</p> <p>（４）事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後５年を経過していないもの</p> <p>（５）事業を営んでいない個人により設立された中小企業者である会社であつて、その設立の日以後５年を経過していないもの</p> <p>（６）中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立した中小企業者である会社であつて、その設立の日以後５年を経過していないもの</p> <p>（７）創業者（会社解散日に当該会社の業務を執行する役員であつた者を含む。）が過去に経営状況の悪化により事業を廃止又は会社を解散した経験を有し、当該事業廃止の日若しくは会社を解散した日から５年未満のもの</p>
事業再生保険に係る保証	<p>次の（１）から（３）までを全て満たす中小企業者</p> <p>（１）次のア又はイに該当するもの</p> <p>ア 再生事件又は更生事件に係属しているもの</p> <p>イ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第１８８条第１項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けたもの（再生計画が遂行された場合その他の経済産業省令で定める場合を除く。）</p> <p>（２）再生計画の認可又は更生計画の認可の決定が確定した後３年を経過していないもの</p> <p>（３）次のア及びイを満たすもの</p> <p>ア 金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること。</p> <p>イ 償還が見込まれること。</p>
求償権を消滅させることを目的とした保証	<p>次の（１）及び（２）を満たす中小企業者</p> <p>（１）求償権の返済を目的とした資金に係る保証を受けるものであること。</p> <p>（２）中小企業再生支援協議会、独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資する再生ファンド等が策定した再生計画や、信用保証協会の「再生審査会」の承認を得た再生計画に基づく保証であつて、当該保証を含めた再生計画の実行により業況の改善が見込まれること。</p>
東日本大震災復興緊急保証	<p>東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成２３年法律第４０号）に係る区市町村長等の証明又は認定を受けた中小企業者</p>

<p>経営力強化保証制度に係る保証・事業再生計画実施関連保証制度に係る保証</p>	<p>東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で、責任共有制度の対象除外となる既往の信用保証協会の保証付融資（平成 19 年 9 月 30 日以前に信用保証協会が申込みを受付した保証であって、保証割合が 100%の保証を含む。）を経営力強化保証制度に係る保証又は事業再生計画実施関連保証制度に係る保証で借り換える（既往の保証付融資の範囲内の額を借り換える場合に限る。）中小企業者</p>
<p>危機関連保証</p>	<p>中小企業法信用保険法第 2 条第 6 項に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者</p>

3 保証料率について

【責任共有保証料率表（主なもの）】

（年率 %）

保証区分	一企業に係る保証付融資 合計額（注2）・担保の有無	料率区分（注1）（注3）（注7）（注8）									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
東京都 中小企業 制度融資	500万円以下	1.19	1.09	0.96	0.84	0.70	0.60	0.47	0.35	0.27	
	500万円超 1,000万円以下	1.33	1.25	1.14	1.02	0.85	0.74	0.60	0.45	0.33	
	1,000万円超	有担保	1.39	1.32	1.21	1.10	0.95	0.90	0.70	0.50	0.35
		無担保	1.49	1.42	1.31	1.20	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45
事業承継特別保証（専門家確認）（注4）		1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	
特例関係 保険関連 （注5）	500万円以下	0.34									
	500万円超 1,000万円以下	0.60									
	1,000万円超	0.68									
特定 保険関連 （注6）	500万円以下	0.77									
	500万円超 1,000万円以下	0.94									
	1,000万円超	有担保	1.05								
		無担保	1.15								
事業再生計画実施関連保証		0.80									

（注1）責任共有制度の対象となる保証に適用する。

なお、「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を融資金額に対する率で表示する。

（注2）統廃合された制度の融資残高を含む。ただし、中小企業金融安定化特別保証の融資残高は含まない。

（注3）保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書（二期分ある場合は二期分の貸借対照表及び損益計算書）を基に、一般社団法人CRD協会のリスク評価モデルにより判定される区分。

なお、直前の決算において貸借対照表がない場合は、区分5の料率を適用する。

（注4）事業承継特別保証で事業承継時判断材料チェックシートに掲げる確認項目のうち、①から④までに掲げる項目の全てについて専門家が満たすものと判断した場合に限り適用する。

ただし、直前の決算において貸借対照表がない場合は、適用しない。

（注5）主に次の保険を利用した保証

- 1 新事業開拓保険（低保険料率適用分）
- 2 経営安定関連（1号～4号及び6号を除く。）、労働力確保関連、中小小売商業関連、地域伝統芸能等関連、中心市街地商業等活性化関連、中心市街地商業等活性化支援関連、経営革新関連、中小企業経営資源活用関連、異分野連携新事業分野開拓関連、流通業務総合効率化関連、特定研究開発等関連、地域産業集積関連、地域産業資源活用事業関連、農商工等連携事業関連、商店街活性化事業関連、特定下請連携事業関連、地域経済牽引事業関連、商店街活性化促進事業関連、新技術等実証関連、革新的データ産業活用関連、先端設備等導入関連、社外高度人材活用新事業分野開拓関連、事業継続力強化関連及び連携事業継続力強化関連保証の各特例保険

- 3 特別小口保険（責任共有対象の保証に係るもの）

(注6) 主に次の保険を利用した保証

- 1 公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険（低保険料率適用分を除く。）
- 2 商店街整備等支援関連、伝統的工芸品支援関連、小規模事業者支援関連、特定中小企業再生支援関連、周辺地域整備関連、農商工等連携支援関連、商店街活性化支援関連、経営革新等支援関連、情報提供支援関連、連携創業支援等関連、地域産業資源活用支援関連、経営力向上関連、地域経済牽引支援関連、情報処理支援関連及び技術等情報漏えい防止措置関連の各特例保険

(注7) 経営力強化保証については、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用する。ただし、申込時の信用力に対応した保証料率が最も低い保証料率の場合及び決算書がない場合等は一区分低い料率の適用は行わない。

(注8) 次のいずれかの書類を提出した中小企業者に対して0.1%割引した料率を適用する。

- 1 会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類
 - 2 公認会計士又は監査法人の監査を受けたことを示す監査報告書の写し
- ※ 個人事業者、組合、医療法人等は対象とならない。
※ 事業承継特別保証（専門家確認）は対象となりません。

【責任共有外保証料率表(主なもの)】

(年率 %)

保証区分	一企業に係る保証付融資 合計額(注2)・担保の有無	料率区分(注1)(注3)(注6)(注7)									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
東京都 中小企業 制度融資	500万円以下	1.38	1.25	1.12	1.00	0.80	0.66	0.53	0.41	0.30	
	500万円超1,000万円以下	1.54	1.43	1.32	1.21	1.00	0.81	0.67	0.52	0.37	
	1,000万円超	有担保	1.62	1.52	1.42	1.32	1.15	1.00	0.80	0.60	0.40
		無担保	1.72	1.62	1.52	1.42	1.25	1.10	0.90	0.70	0.50
特別小口保険、 特例関係保険関連 (注4)	500万円以下	0.40									
	500万円超1,000万円以下	0.70									
	1,000万円超	0.80									
創業関連保険、 創業等関連保険	500万円以下	0.35									
	500万円超1,000万円以下	0.50									
	1,000万円超	0.60									
東日本大震災 復興緊急保険、 危機関連保険	500万円以下	0.40									
	500万円超1,000万円以下	0.60									
	1,000万円超	0.70									
特定保険関連 (注5)	500万円以下	0.90									
	500万円超1,000万円以下	1.10									
	1,000万円超	有担保	1.25								
		無担保	1.35								
事業再生保証 (DIP) 再生支援 融資 (法的整理)	有担保	2.10									
	無担保	2.20									

(注1) 責任共有制度の対象外となる以下の保証に適用する。

なお、「保証料率」は、保証委託額(100%保証のため融資金額と同額)に対する率。

- 1 小口零細企業保証制度に係る保証
- 2 特別小口保険に係る保証(中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに規定する小規模企業者に係るものに限る。)
- 3 経営安定関連保証(1号~4号及び6号)
- 4 災害関係保証
- 5 創業等関連保証
- 6 創業関連保証(再挑戦支援保証を含む。)
- 7 事業再生保険に係る保証
- 8 求償権を消滅させることを目的とした保証
- 9 東日本大震災復興緊急保証
- 10 経営力強化保証制度に係る保証、事業再生計画実施関連保証制度に係る保証(責任共有制度対象外の保証付既往借入金を既往残高の範囲内で借り換えるもの)
- 11 危機関連保証

(注2) 統廃合された制度の融資残高を含む。ただし、中小企業金融安定化特別保証の融資残高は含まない。

(注3) 保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書(二期分ある場合は二期分の貸借対照表及び損益計算書)を基に、一般社団法人CRD協会のリスク評価モデルにより判定される区分。

なお、直前の決算において貸借対照表がない場合は、区分5の料率を適用する。

(注4) 主に次の保険を利用した保証

- 1 特別小口保険(東日本大震災復興緊急保険、事業再生計画実施関連保証及び責任共有対象の保証に係るものを除く。)及び新事業開拓保険(低保険料率適用分)
- 2 経営安定関連、災害関係、労働力確保関連、中小小売商業関連、地域伝統芸能等関連、中心市街地商業等活性化関連、中心市街地商業等活性化支援関連、経営革新関連、中小企業経営資源活用関連、異分野連携新事業分野開拓関連、流通業務総合効率化関連、特定研究開発等関連、地域産業集積関連、地域産業資源活用事業関連、農商工等連携事業関連、商店街活性化事業関連、特定下請連携事業関連、地域経済牽引事業関連、商店街活性化促進事業関連、新技術等実証関連、革新的データ産業活用関連、先端設備等導入関連、社外高度人材活用新事業分野開拓関連、事業継続力強化関連及び連携事業継続力強化関連保証の各特例保険

(注5) 主に次の保険を利用した保証

- 1 公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険(低保険料率適用分を除く。)
- 2 商店街整備等支援関連、伝統的工芸品支援関連、小規模事業者支援関連、特定中小企業再生支援関連、周辺地域整備関連、農商工等連携支援関連、商店街活性化支援関連、経営革新等支援関連、情報提供支援関連、連携創業支援等関連、地域産業資源活用支援関連及び経営力向上関連の各特例保険

(注6) 経営力強化保証については、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用する。ただし、申込時の信用力に対応した保証料率が最も低い保証料率の場合及び決算書がない場合等は一区分低い料率の適用は行わない。

(注7) 次のいずれかの書類を提出した中小企業者に対して0.1%割引した料率を適用する。

- 1 会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類
 - 2 公認会計士又は監査法人の監査を受けたことを示す監査報告書の写し
- ※ 個人事業者、組合、医療法人等は対象とならない。

様式集

1	イノベーション創出支援申込書（イノベ）	P112
2	支援内容証明申請書（イノベ）	P113
3	個人情報の利用に関する同意書（イノベ）	P114
4	成長産業育成支援申込書（成長産業）	P115
5	働き方改革支援申込書（働き方）	P116
6	ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援申込書（ソーシャル）	P118
7	ゼロエミッション支援申込書（ゼロエミ）	P119
8	BCP・サイバーセキュリティ対策支援申込書（BCP サイバ）	P120
9	事業継続計画（BCP）の策定・実施に係る支援内容証明申請書（BCP サイバ）	P121
10	個人情報の利用に関する同意書（BCP サイバ）	P122
11	経営指導内容証明依頼書（小口・支援／商工会議所）	P123
12	経営指導内容証明書（小口・支援／商工会議所）	P124
13	経営指導内容証明依頼書（小口・支援／商工会）	P125
14	経営支援内容証明書（小口・支援／商工会）	P126
15	確認・証明申請書（小口・支援）	P127
16	「補助金・助成金つなぎ」申込書（助成つなぎ）	P128
17	創業計画添付書（創業）	P129
18	創業計画書（創業）	P131
19	創業支援内容証明申請書（創業・支援）	P134
20	個人情報の利用に関する同意書（創業・支援）	P135
21	海外展開事業計画書（海外展開）	P136
22	海外展開支援内容証明申請書（海外展開）	P140
23	個人情報の利用に関する同意書（海外展開）	P141
24	設備投資計画書（設備立地）	P142
25	確認・証明申請書（強化認定・革新）	P145
26	事業多角化・事業転換計画書（チャレンジ（事業多角化・事業転換））	P146
27	確認・証明申請書（チャレンジ（耐震補強））	P151
28	「チャレンジ」事業計画書（チャレンジ）	P152
29	事業承継計画書（承継一般（ウ①））	P156
30	事業計画書（事業承継）（承継一般（ウ②））	P161
31	事業承継支援内容証明申請書（承継・支援）	P164
32	個人情報の利用に関する同意書（承継・支援）	P165
33	M&A 確認書（承継 M&A）	P166
34	「経営一般」該当届（経営一般）	P167
35	倒産等企業届出書・名簿（経営一般）	P170
36	アスベスト対策計画書（経営一般）	P172
37	「改善支援」支援証明申請書（改善支援）	P173
38	「改善支援」に係る改善計画書（改善支援）	P174
39	個人情報の利用に関する同意書（改善支援）	P176
40	「特別借換」事業計画書（特別借換）	P177
41	情報提供に関する同意書（再生私的整理）	P178
42	「新型コロナウイルス感染症対応」該当届（感染症対応・感染症借換）	P179
43	「新型コロナウイルス感染症借換」事業計画書（感染症借換）	P180
44	情報提供等に関する同意書（危機対応・感染症対応・感染症借換・感染症全国）	P181

制度利用に当たり、この様式集をコピーして使用することができます。

働き方改革支援申込書

西暦 年 月 日

(申込者) 住 所

名 称

代 表 者

印

電 話

()

《 融資対象の区分 》（該当または該当予定の次のいずれか 1 つに○印を付してください。）

テレワークを含む	テレワークを含まない	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(1) 東京都の「ワークスタイル変革コンサルティング」の支援を受け、テレワークに取り組んでいる。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(2) 東京都の「業界団体連携によるテレワーク導入促進事業」の支援を受け、テレワークに取り組んでいる。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(3) 東京都の「テレワーク活用・働く女性応援助成金（テレワーク活用推進コース）テレワーク機器導入事業」（新:テレワーク定着促進助成金）の助成を受け、テレワークに取り組んでいる。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(4) 東京都の「テレワーク活用・働く女性応援助成金（テレワーク活用推進コース）サテライトオフィス利用事業」（新:テレワーク定着促進助成金）の助成を受け、テレワークに取り組んでいる。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(5) 東京都の「TOKYO 働き方改革宣言企業」の承認を受け、働き方改革に取り組んでいる。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(6) 東京都の「家庭と仕事の両立支援推進企業」に登録し、家庭と仕事の両立支援に取り組んでいる。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(7) 東京都の「時差 Biz」に参加し、時差出勤やテレワークなど働き方の転換に取り組んでいる。（テレワークを含まない場合は、下記のうち該当する取組にも○印を付してください。）



	時差出勤		フレックス		サマータイム
	時短勤務		朝方勤務		インターバル制度
その他の取組（普及啓発関連は除く）					

※ 女性の活躍推進に関する取組も行っている場合、次の項目にも○印を付してください。

	(8) 厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」に登録し項目 1 から 14 全てを公表している。
--	---

※ 「テレワーク東京ルール」実践企業宣言も行っている場合、次の項目にも○印を付してください。

	(9) 東京都の「「テレワーク東京ルール」実践企業宣言」を行っている。
	(実践企業宣言の「我が社のテレワークルール」において、実施目標（数値目標）を掲げている場合は左記にも○印を付して下さい。)

《今年度の具体的な取組》

テレワーク等を始めとした働き方改革や女性の活躍推進等に関する今年度の具体的な取組（予定を含む）を記入してください。

※融資対象の区分(1)から(7)の「テレワークを含む」、(8)及び(9)に○印を付した場合は、今年度の具体的な取組（予定を含む）の欄に、それらの内容を必ず記入してください

--

《添付書類》（該当するものに○印を付してください。）

	「ワークスタイル変革コンサルティング結果報告書」の写し
	「テレワーク導入コンサルティング結果報告書」の写し
	「テレワーク活用・働く女性応援助成金（テレワーク活用推進コース）テレワーク機器導入事業」の支給決定通知書の写し
	「テレワーク活用・働く女性応援助成金（テレワーク活用推進コース）サテライトオフィス利用事業」の支給決定通知書の写し
	「TOKYO働き方改革宣言企業」の承認決定通知書の写し
	「家庭と仕事の両立支援推進企業」の登録決定通知書の写し又は東京都のウェブサイト「家庭と仕事の両立支援推進企業」の登録企業として掲載されていることが確認できるページの写し
	東京都のウェブサイトの時差 Biz 参加企業一覧ページの写し（申込者が時差 Biz 参加企業として登録されていることが確認できる箇所のみで可）
	「女性の活躍推進企業データベース」のウェブサイトの公表企業一覧ページの写し（申込者が女性の活躍推進企業データベースに登録しており、項目1から14まで全てを公表していることが確認できる箇所のみで可）
	テレワーク東京ルール実践企業宣言のウェブサイトの実践企業宣言書ページの写し（数値目標を掲げている場合は、該当箇所に下線を引いたうえで、宣言書の上部に赤字で「数値目標設定」と記載すること。）

（※）融資申込時に金融機関等へ提出してください。（金融機関等を経由して保証協会に送付されます。）

受付機関記入欄		保証協会記入欄	
(受付日)	(受付機関名)	(受付日)	(担当・内定)
			千円

令和2年度東京都中小企業制度融資要項

令和2年

印刷物規格表 第1類

4月1日発行

印刷番号

編集・発行

東京都産業労働局金融部金融課

新宿区西新宿二丁目8番1号

電話番号 (03) 5320-4877

FAX番号 (03) 5388-1464